

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 電気通信番号政策委員会
電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第4回）

1 日時 令和6年7月23日（火）15時01分～16時12分

2 場所 Web会議

3 出席者

（1） 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ構成員（敬称略）

相田 仁、石井 夏生利、大谷 和子（主査代理）、河村 真紀子、野口 貴公美、
藤井 威生、星 周一郎、森 亮二（主査）（以上8名）

（2） オブザーバー

警察庁刑事局捜査支援分析管理官

（3） 総務省

大村 真一（電気通信事業部長）、五十嵐 大和（電気通信技術システム課長）

（4） 事務局

平松 寛代（番号企画室長）

4 議題

（1） 電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討について（案）

（2） その他

【森主査】 それでは、始めさせていただきます。

本日は、皆様、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。定刻となりましたので、ただいまから電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループの第4回会合を開催いたします。

本日、藤井構成委員は終了の時間次第では途中退席の可能性があると伺っております。まずは、開催に当たって、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 事務局でございます。

まず、事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項について御案内いたします。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定と

させていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。

次に、構成員におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため発言時以外はマイクをオフにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。御発言を希望される際は、事前にチャット欄に発言したい旨を全員宛てに書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクをオンにして映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試みていただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時全員宛てに連絡をいただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

続いて、配付資料の確認です。本日の資料は、資料4-1及び参考資料1の計2点となっております。

事務局からは以上です。

【森主査】 ありがとうございます。議事に入る前に、このたび警察庁刑事局捜査支援分析管理官付理事官に中山理事官が着任されました。可能であれば一言いただければと思いますが、中山理事官、いらっしゃいますでしょうか。

【警察庁(中山)】 改めまして、7月8日付で刑事局捜査支援分析管理官付理事官として着任をいたしました中山と申します。道家の後任として着任をしております。

日頃より、電話の悪用対策の関係では、総務省の皆様方、またワーキングの皆様方には大変お世話になっております。警察庁としましては、引き続き皆様方と連携をさせていただきまして、一歩でもこの対策を進めていければというふうに考えておりますので、どうぞ引き続きよろしく願いをいたします。

以上でございます。

【森主査】 中山さん、どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は、電気通信番号の犯罪利用対策に向けた制度見直しの検討ということになっておりまして、前回6月21日の会合で御議論いただきました内容について、さらに議論を深めていただきたいと思いますと考えております。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。資料4-1に基づきまして、御説明させていただきます。

ただいま森先生からお話ございましたとおり、先日、論点整理といたしまして、中間的な取りまとめをさせていただいたところでございます。こちらの論点整理の検討を深めるための方向性といたしまして、事務局のほうで案を作成いたしましたので、こちらに基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

こちらの資料の構成につきましては、最初に総論的な前提的なもの、また、後のほうに各論、それぞれの個別の論点についての方向性というような構成とさせていただいております。

まず、1ページ目でございますけれども、電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿として総論的なところをお示しさせていただいております。

現状、電気通信番号は国際電気通信連合（ITU）が定める国際的なルールによって桁数などの制限がある有限希少な資源でございます。これは、通話サービスだけではなく、SMSなどの多様なサービスも利用されておりました、国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号は重要なインフラを構成するものだと思っております。また、この番号に対するニーズも高まっております。

そういう中で、電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿といたしましては、国民生活や経済活動において有限希少な番号がニーズなどに合わせ適切に利用できる状態にすること、また、番号が使用されているサービスを利用者が安心して使えるようにすることだと感じてございます。これを実現するためには、総務省だけというわけではなくて、電気通信事業を所管している総務省、また犯罪対策などを所管している警察庁、また電気通信事業者など、様々な主体がそれぞれの立場で対策を講じて連携していく必要があると感じてございます。

電気通信事業法は、電気通信番号の有限資源性を踏まえまして、その適正な管理を目的にこの番号制度を規定してございます。犯罪に利用された番号は一定期間使用されないケースも多く、これは番号の有限資源性の観点から問題であるといえ、電気通信番号の犯罪利用については、電気通信番号の範疇において一定の対策を講じることが可能と考えております。このため、まずは電気通信事業法の下で講じることができる対策を優先的に検討し、そのような対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策、議論では特別法ですとか

いろいろな話があったと思いますが、新たに必要な対策について検討を継続していくことが
適当ではないか。また、並行して、事業者の自主的な取組と連携して制度面、実態面の双
方で対応していくことが適当ではないかというふうにしてございます。

続きまして、次のページでございますが、こちらは特殊詐欺の関係法令の全体像を可視
化してお示ししたものでございます。

まず、一番左側のところでございますけれども、この特殊詐欺でございますが、警察庁
さんから出されているデータによれば、欺罔手段として用いられているツールは電話が8
割弱というところで一番多いところになっております。この中でも何が使われているかと
申しますと、真ん中になります。電話転送ですとか、携帯電話、050アプリというも
のが主に使われている状態というところでございます。

こういった状態を踏まえまして、事業者と利用者の間のレイヤーについて着目しまして、
関係法令としては、この犯罪の防止目的といたしまして、犯罪による収益の移転防止に関
する法律、犯罪収益移転防止法ですとか携帯電話不正利用防止法に基づいて、利用者に対
する本人確認などが行われているというような状態でございます。

続いて、実際に下のほうですが、特殊詐欺ということになれば、それは刑法に基づく窃
盗、詐欺、電子計算機使用詐欺というところで検挙、逮捕されていくという流れになって
ございます。電気通信事業法のほうでは、総務省から事業者に対して番号の指定、使用計
画の認定というところで、レイヤーが1段階上のものになっているというような全体像に
なっております。

続いて、今のところを言葉で説明したのが3ページ目でございます。これまで様々な
サービスを活用した犯罪への対策としましては、サービスを提供する事業者と利用者の間
に着目いたしまして、犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法によって利用者
に対する本人確認が義務づけられているところでございます。

一方、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、使用できるよう
になった番号を特殊詐欺グループに提供して、特殊詐欺の幫助として実際に起きているケ
ースというものが顕在化してございます。また、そのように犯罪に利用された番号は、一
定の期間使用されないことも多い。このため、事業者、利用者のレイヤーより上のレイヤ
ー、つまり、事業者が番号の使用が可能となる段階において、番号の適正な管理の観点か
ら、電気通信番号制度の見直しを行う必要があると考えてございます。このような見直し
を行うことが、特殊詐欺の犯罪対策としても有効と考えるところでございます。

以上が総論的なところでございまして、次のページ以降は、それぞれの個別の論点について御説明させていただきたいと思っております。

まず1点目、次のページでございまして、欠格事由の考え方でございます。

欠格事由の基本的な考え方でございまして、欠格事由というのは、そもそも行政庁の判断によって許認可の対象として適切ではないと考えるものを、あらかじめその対象から排除するものでございます。ただ、行政庁の裁量が過大にならないよう、その内容をあらかじめ明確にすること、また、一般国民の経済活動の自由を制限する側面もございまして、内容については、合理性、必要性があることが求められると考えられてございます。

今回の見直しの目的が、番号の特殊詐欺の犯罪利用を排除することによって番号の適切な管理を担保することであるということ踏まえれば、欠格事由に追加する項目としましては、その原因である特殊詐欺として立法事実のある犯罪を特定して定めることが適切ではないかと考えてございます。

ここにつきまして、警察庁さんからもデータをいただきまして、その内容をこちらのページでは記載させていただきますけれども、令和3年から5年における特殊詐欺の罪状を踏まえますと、窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺が大枠としてほぼそれが占めているという状況でございます。その表で言いますと、特殊詐欺、こちらは詐欺罪で一番多いところでございます。その次が電子計算機使用詐欺、これはだまされてATMで送金をしてしまうような場合、窃盗というのは、だまされた上でキャッシュカードなどを渡してしまうような場合というものがございまして、これで大方占めているというところでございまして、この3つを欠格事由として規定することが考えられるのではないかとこのように感じているところでございます。

続いて、次のページでございまして、欠格事由の運用に関する課題でございます。

今回、この刑法による罰則、犯罪というものを欠格事由の追加として考えてございまして、けれども、現行の欠格事由は電気通信事業法ですとか電波法違反をしたものについての欠格事由になってございまして、今回は刑法ということで、総務省が所管していない法令に関するものとなるため、その適切な運用が課題となると感じてございます。

ほかの法律で、これは総務省だけではなく、他省庁の法律も含めて確認したところですが、所管外の法令を欠格事由として規定している例はかなり多く存在してございました。この場合、運用としましては、欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出させた上で、この誓約書に疑義があると認められた場合には、市町村などに犯歴などの照会を行うこととし

ているのが一般的でございます。

このため、番号制度といたしましても、認定の申請時には、欠格事由に該当しない旨の誓約する証明を提出することが考えられるのではないかと感じております。

電気通信事業法でも、既に登録については、こういった誓約する書面を添付することが義務づけられてございまして、同様な形が考えられるのかなというふうに思っているところでございます。また、認定後においても欠格事由の非該当性を担保するため、年1回の使用状況報告の際に欠格事由該当性の有無について報告を求めていくということが考えるのではないかとこのように感じているところでございます。

次の個別論点としまして、事業者における取組、8ページ目でございますが、こちらについて御説明させていただきます。

先ほど御説明いたしました欠格事由の追加によりまして、番号の特殊詐欺の使用を排除して、番号の適正な管理が一定程度可能になるとはしておりますけれども、制度面としての限界がどうしても出てくるのかなというふうに感じております。

そこで、実態として、悪質事業者に番号を特殊詐欺に使わせないようにすることで番号の有効利用を図ることが重要なのではないかとこのように考えてございます。

特殊詐欺のケースでは、悪質業者がほかの事業者から番号の提供を受けて行っているというような状況を踏まえ、事業者がほかの事業者から番号を提供する際に何らかの取組を講じることが適当ではないかとこのように考えてございます。また、この取組の対象とする番号の種別につきましては、番号種別、いろいろな種別でございますけれども、義務づけの合理性、必要性の観点から、特殊詐欺に利用されているエビデンスのある固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定IP電話番号に限ることが適当なのではないかとこのように考えているところでございます。

続きまして、次のページでは、具体的にどのような取組を事業者が義務づける必要があるかというところについて、事務局案としてお示ししたいと思います。

これまで、ワーキングのほうで行ってまいりました事業者ヒアリングでは、ペーパーにございますような①から⑥の取組についての紹介があったというふうに感じてございます。

それぞれの項目について、検討した結果について御説明したいと思います。

まず1つ目は、電気通信番号使用計画の認定の確認をしてもらうというようなことでございます。そもそも番号を使用する全ての事業者は、総務大臣から使用計画の認定を受ける必要がございまして、認定を受けてない事業者に対して番号の提供を行うということ自

体、番号の適正な管理の観点から問題であるというふうに考えてございます。このため、番号を提供しようとする際には、契約の相手方事業者が総務大臣から使用計画の認定を受けていることを確認する必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

具体的な確認方法としましては、契約の相手方が受けている認定に応じて、次のとおり確認することが適当ではないかと感じてございます。

まず、総務大臣から直接認定を受けている人、これは番号の指定も一緒にしている人と番号の指定を受けてない人もおりますが、いずれにしても、総務大臣から直接認定を受ける方々については、総務大臣から認定証というものを発行してございまして、これを確認するという方法が考えられるのではないかなというふうに思っております。

一方、類型としましては、みなし認定事業者という類型がございまして、こちらについては、総務大臣からの認定証というものを直接発行はしてございません。一方で、みなし認定使用者になるためには、標準電気通信番号使用計画というものを作っていただく必要がございますので、この事業者さんが作成した標準電気通信番号使用計画というものを確認いただくこと。また、この認定の対象としては、電気通信事業者であること、これはすなわち電気通信事業の登録または届出をしていることとなりますので、この登録、届出については、総務大臣からの通知書というものが渡されます。そこで、この計画と登録または届出番号の通知書というものを確認していくということが考えるのではないかなというふうに考えているところでございます。

また、現行制度でも、番号を使用する卸電気通信役務の提供を行う際には、使用計画の認定を受けていることを確認することを番号計画のほうで定めてございまして、具体的な確認方法は現在定めてございませんので、今般の見直しの際に一元化することが適当ではないかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、2番目、番号の提供数の制限でございまして、最近では、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者さんが増加傾向にございまして、特殊詐欺に使用された番号は一定の期間、再使用されないケースも多く、番号の有限資源性の観点から問題であるというふうに考えております。このため、短期間で電気通信番号を特殊詐欺に使用する意図を持った事業者が番号を使用できないよう、事業実績を確認しまして、実績の少ない事業者については一度に大量の番号を提供しないような制限を設けることが有効なのではないかなというふうに考えているところでございます。具体的には、例えば事業実績が6か月未満の事業者には提供可能な番号を50番号に制限してはどうかというようなことで、案とし

てお示ししているところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。

③としまして、本人確認でございます。契約時の本人確認については、犯罪収益移転防止及び携帯電話不正利用防止法でも義務づけられているところでございまして、これを番号の卸し提供をする場合に義務づけても、事業者に新たに大きな負担を課すものではないというふうにも考えると思っております。

一方で、番号使用計画の認定手続では、電気通信事業の登録または届出の有無を確認してございまして、この登録または届出の手続では、登記事項証明書や住民票の写しを提出いただいて、一定の確認をしているところでございます。このため、最初に御説明した①の使用計画の認定の確認を行えば、本人確認を行ったといえ、新たに本人確認を義務することは屋上屋、重疊的な義務づけになりかねず、まずは①の認定の確認を優先的にきちんとして行っていただくということで足りるのではないかなというふうに考えているところでございます。

続いて、④の当人確認でございます。当人確認についても、一定程度の有効性というものはあるのではないかなというふうに感じているんですけども、この当人確認義務づけは犯罪収益移転防止法でハイリスク取引で限定しているというところと、また、この実施を求めることは事業者の負担が大きいのかなというふうに考えているところでございます。このため、番号制度では、この使用計画の認定の確認の確実な実施ということを優先することとしまして、当人確認の義務づけについては状況を見ることとしてはどうかというふうに考えているところでございます。

続いて、次のページでございます。

5番目として、与信審査の話がございました。与信審査については、相手方の財務状況を確認することでございまして、一定のプレッシャーになるとして有効な手段として考えられるのかなというふうにも思っております。一方で、与信審査というものは、犯罪対策というよりは、それぞれの会社さんが経営リスクの判断から行う要素が非常に高いというふうに思っておりますし、また、実際にこういった与信審査を義務づける法令というのもあまり見受けられないというところもございまして、また、事業者の財務状況をもって番号の提供を行わないとすることも、差別的な取扱いを行わないことになりかねないかなというところもございまして、番号制度の観点からは与信審査を義務づける必要はないかなというふうに考えているところでございます。

最後、二次卸の禁止でございます。総務大臣による認定制度を悪用して認定を受けた事業者として、ほかの事業者から番号を入手して特殊詐欺の犯人グループに電話サービスを提供するケースというものが存在しておりますので、二次卸を禁止するということが有効な手段と考えられます。一方、現実的には、この二次卸を含む卸提供は既に多く実施されてございまして、この中で特殊詐欺の犯罪に関与している事業者は一部にすぎないという実態もございまして、このため、二次卸の禁止は、事業者に対する過度な規制となりかねず、また社会的な影響が大きいと考えられますので、この義務づけについては、今現段階では見送ることが適当ではないのかなというふうに考えてございます。

次のページが、実際の犯罪に関与している事業者の累計と、それぞれの法律上の担保、事業者の取組についてどのような関わりになってくるのかというものを整理して可視化したものになってございます。

実際に犯罪関与している事業者は3類型あると思っております。これが一番左側のところでございますけれども、1つ目は、そもそも計画の認定を取っていない事業者というところになってございます。こちらについては、そもそも認定を取っていないということは、法律上の担保としましては200万円以上の直罰があるというところもございまして、今回、事業者の取組として、使用計画の認定の確認をしていただければ、こういった業者さんというのは排除が可能になってくるというふうにも実態面としても思っております。

2つ目のケースとしては、計画の認定はあるものの、これを他人の名義で無断で使用しているというような場合でございます。このような他人名義で勝手に認定の申請に書いてしまっていて提出しているというような場合は不実記載になりますので、そもそも認定の取消しの対象になってございます。認定の取引をすれば認定がないというところで、事業者の取組としては、認定の確認をすれば排除されていくというような対象になってございます。

一方、今、多分一番多いのが最後のケースの、認定も取ってはいるんだけど、他人の名義を、闇バイトなんかで合意の上で使用しているようなケースでございます。こちらについては、本人確認とかそういったものを確認しても、それが全て、その書類については、基本的には何ら過ちというか、そういったものはないような状態でございます。なかなか法律上の担保というところは難しいところでございますけれども、今回事業者の取組で提供番号数の制限を行えば、一定の、特に短命覚悟で入ってくるような事業者さんについては、排除することが可能になってくるというような効果が出てくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上が事業者の取組に関するお話でございまして、最後でございませうけれども、14ページ目でございますが、認定基準と認定取消し事由の見直しでございます。

まず、認定基準の見直しでございませうけれども、現行の認定基準は、番号の使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定されてございますが、今般事業者に取組を事務づけることを踏まえまして、この取組が講じられることを認定基準として追加してはどうかというふうに考えてございます。また、事業者の取組状況の確認を容易なものとするように、番号使用状況報告で求める事項といたしまして、みなし認定事業者も含む全ての番号に卸元事業者を追加することが考えられないかというふうに考えてございます。

こちらについては、次のページでございませうが、こちら、15ページ目にお示ししておりますのは、使用状況報告でどのようなことを報告として出してもらっているかというものの項目をお示しでございます。こちらの項目の2つ目ですけれども、卸元事業者名というところで、こちらについては、自ら指定を受けた場合には、これは当然いないのでバーとなっておりますが、非指定事業者については丸というところで書いてもらっています。ただ、一番右側のみなし認定の対象事業者については、こちら、報告を受けてはございませんので、実際にみなし認定の人たちに対して番号の提供を行った事業者が、きちんとした取組をしているかどうかというのはなかなか総務省で把握しにくくなるのかなということを懸念してございまして、こちらは全部、みなし認定事業者を丸にして、こういった卸元、卸先というところの確認をきちんと把握しやすいようにしていくことが必要なのではないかというような問題意識でございます。

また、14ページ目に戻りまして、認定の取消事由の見直しでございます。

現行の認定取消事由については、下のほうには、第3号で、既に欠格事由の該当性が含まれてございます。今般、先ほど御説明いたしました欠格事由の追加によりまして、自動的に認定の取消事由も追加されることとなりますので、当面はこれで足りるのではないかと、数年は欠格事由の追加によって運用の状況を踏まえまして、必要になれば認定の取消事由の追加などについても、今後検討していくことが必要なのではないかというふうに考えているところでございます。

事務局案の説明は以上ということになります。よろしくお願ひいたします。

【森主査】 どうも御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の御説明を踏まえて、御質問、御意見等がありましたらよろしくお願ひします。

私からもちょっとお尋ねしたいんですけれども、11ページに、与信審査を義務づける

ことについてというお話がありまして、ちょっと導入難しいということは分からなくはないんですけども、ここで差別的取扱いに当たらないかというお話があったと思うんですけども、差別的取扱いについては多分今後もいろんなところで出てきますので、ちょっとお尋ねしたいんですが、一応正当な理由があればいいということだったのではないかと思います。そういう理解でよかったですでしょうか。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。

おっしゃるとおり、正当な理由があれば、もちろん問題はないとは思っているんですけども、一律的に与信審査によって排除していくということになりますと、それが必ずしも正当な理由がどうか分からないというような面も出てきますので、一旦義務づけからは不適切ではないかというところで書かせていただいたものになってございます。

【森主査】 なるほど、よく分かりました。ありがとうございました。

それでは、石井先生、お願いします。

【石井構成員】 御説明ありがとうございました。お話しいただいた制度運用時の検討についての方向性に関しましては、特段ありません。

運用面でお聞きしたいことがあります。欠格事由の見直しのところのページで、5ページ目です。この中で、特殊詐欺の罪状を踏まえると、窃盗、詐欺、電子計算機使用詐欺を追加することが考えられると。これは、これまでの実例、警察庁様の資料などを踏まえると、妥当な犯罪類型だと思うのですが、これまでの事例で逮捕に至ったのは、電気通信事業者の幫助犯ですよ。

【平松番号企画室長】 はい、そのとおり幫助犯の事例があります。

【石井構成員】 そうなると、幫助というのは、幫助の部分は一般刑法が適用されるという理解でいいですよ。その中で、欠格事由の運用のところ、誓約書を提出させて、誓約書に疑義があるので犯歴照会を行うとなっているのですが、どういうきっかけで疑義を見つけることができるのかが気になっていることです。

【平松番号企画室長】 事務局でございます。石井先生、御質問どうもありがとうございます。

まず、欠格事由、最初のお話については、幫助か正犯かというのは量刑の判断による規定でございまして、当然ながら、窃盗罪、詐欺罪というものに当たってくるというところでございます。こちらが1点目の回答です。

2点目、疑義がある場合なんですけども、よくある話は、住民票とかを出してもらうと

きに、実際に書かれている住所と、住民票に書かれている住所が違っているとか、そういった合致しないような要素があるようなケースが割とあるそうでした、そういったときにおかしいなと思い確認をしてみるとかというようなお話は、他省庁さんの例ですとか、そういうところにも聞いてございます。

以上になります。

【石井構成員】 過去の実例を踏まえると、運用自体は問題なくできそうだということでしょうか。

【平松番号企画室長】 はい。一般的には、そういった誓約書を出していただいて、おかしいところがあれば確認をしていただく。あとは、関係機関からの情報提供をいただくですとか、いろんなことをして排除をしていくというようなことが一般的には行われるというふうに考えております。

【石井構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【森主査】 石井先生、平松さん、ありがとうございます。それでは、引き続き相田先生、お願いいたします。

【相田構成員】 相田でございます。

大変うまくまとめていただいたのかなとも思っております、全般的にはこの方向でいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、1点ちょっと気になったのが、ページで言いますと9ページ目、一番最後のところに、具体的に提供可能な番号数、50番号という数字が書き込まれているんですけども、1つは、実際に制度に落とし込むときに、この50番号というのをどこでどう書き込むのかというのが質問です。

ついでに、意見ということで申し上げますと、逆にこの50番号と書くことによって50番号までは取れるというふうにとられてもちょっとまずいのかなというふうに思っています、もちろんこういう特殊詐欺をやるような人たちというのは大体03とか06番号を欲しがるので、番号数が足りないということはあんまりないとは思いますが、卸元事業者さんの手持ちとの関係でもって、取りあえず初回はこの50番号より少ない番号に、卸元事業者さんのほうで制限したいということをもしかしてあるかもしれない。そういうのはもちろん認めてあげたいと思うので、やっぱり制度的にはここは必要最小限というような書き方にしておいて、いわゆるガイドラインなり、場合によっては民間のほうでの自主的な対応として具体的な数を決めるというほうが妥当なんじゃないかなというふうにとちょっと思ったんですけども、事務局の御意見をお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

【平松番号企画室長】 相田先生、御質問どうもありがとうございます。事務局でございます。

番号の数について、どこで規定するかという御質問だったというふうに理解してございます。

こちらについては、相田先生まさにおっしゃるように、50という番号が適切かどうかというところは、環境変化、犯罪の手口とかそういった形について日々変わり得るのかなというふうに感じてございまして、法律できちんと書くというよりは、もともとこちらで考えたのは、総務省令ですとか、もっとフレキシブルに対応しやすいような部分で規定をしていくというようなことをそもそも考えてございました。先生のお話にありましたとおり、もっとフレキシブルというところで、ガイドラインですとか、そういったやり方もあるかもしれませんが、その点は、また構成員の皆様ですとか事業者様の御意見を踏まえまして、検討を深めさせていただければなというふうに思っております。

以上です。

【相田構成員】 ありがとうございます。

【森主査】 それでは、野口先生、お願いいたします。

【野口構成員】 一橋大学の野口です。本日も参加をさせていただきありがとうございました。

まず、取りまとめをいただきまして、ありがとうございます。非常にこれまでの議論を適切におまとめいただいているだけではなくて、非常にはっきりと制度の見直しを3点あるというふうに明記していただいているところが、大変参加をさせていただいたものとしてもありがたく、素晴らしいことだなと思いました。

その上で、私からの御質問は、先ほど石井先生と平松さんとのやり取りとも関わる点になるかと思うのですけれども、欠格事由の追加について、制度的な担保の話になりますが、資料の6ページで、事前の欠格事由とした上で、14ページで、それをきちんと、その後の手続、欠格事由該当性を取消しとリンクさせる、これは行政法で言うと、認定後の事情変更の撤回に当たるものになると思いますが、こういう仕組みにしていけないといけないということは確かだと思うのですけれども、欠格事由に該当していないということを、例えば認定申請時に正直に申請、私は欠格事由に該当しているからできませんとか、その後、認定もらったけれども、欠格事由に該当したから私は撤回になるはずだと言ってくれる業

者さんがいるとはとても思えないと。そのときにどうやって探知するのかというのが、先ほどの石井先生と平松さんのやり取りに含まれていたかと思えますけれども、当然、一つには怪しいなと思ったときに調査をするというのは必要な手配だと思いますので、逆に言うと、そこをしっかりとやらないと穴抜けになってしまうから、ここをしっかりとできるような仕組みにしておくというのが非常に重要だということと同時に、これがしっかりとしておくに結びつくかどうかは分からないんですけれども、該当したのに不申告であったというものに対する制裁の仕組みも入れておいたほうがいいんじゃないかなと思いました。かなり強い仕組みになるので、制裁なので、ここはいろいろと制度化するには議論は必要なのかもしれないけれども、きちんと欠格事由に該当していないということを言わずに、だまして、欺罔して認定の申請を出したとか、あと、いつまでたっても自分が欠格事由に該当しているということを黙って言わないで隠していたというようなことについて、何かペナルティーとか制裁的な規定を考えなくていいのかなと、今日の話聞いていて思ったということです。

既に御検討いただいている、そこまでは無理だという御判断だったということかもしれませんので、御質問という形でお伺いしてみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【平松番号企画室長】 よろしいですか。事務局です。

【森主査】 お願いします。

【平松番号企画室長】 野口先生、御質問どうもありがとうございます。

質問は大きく2つあったのかと思っておりまして、まずは欠格事由に該当しているかどうかをきちんと確認してやっていくべきであるということだと思っております。こちらについては、先ほど石井先生への御回答にもございますけれども、申請時にきちんと確認をしていく、あるいは関係機関からの情報提供を受けて確認していくということが一つございまして、また、1年に1回の使用状況報告、こちらについても確認をしていく。それについておかしいところがあれば、既に電気通信事業法上、報告徴収することができるようになってございますので、報告徴収に基づいて確認、調査をしていく。調査しておかしい場合については、該当していることが分かった場合には認定の取消しをしていくということが1点目なのかなと思ってございます。

また、こちらは御参考ですが、報告徴収についても、嘘をついたら、虚偽の報告になった場合には、これも直罰になってございまして、いろいろなペナルティーは、報告徴

取に関わっている中でも出てくるのかなと思ってございます。

2点目は、該当しているかどうかというところについて、正直になかなか出してくる人はいないだろうと。そういったことをだまして、そもそも認定申請した場合に、きちんとペナルティーを制度として設けるべきではないかというような御質問だったと理解してございます。こちらについては、既に認定の、今回、誓約書で出していくことを想定しておりますけれども、基本的にだましている場合、欠格事由に該当しているのに間違っていることを書くこと自体は、誓約書について虚偽記載をしていることになっていくと思っております。

虚偽記載をして認定を申請する場合には、ちょうど14ページ目の認定の取消事由の50条の9の第2項にございますが、不正の手段により認定を受けたときの不正の手段というのが、そもそも虚偽記載ですとか、不正な事実を出して認定を取ってしまったような場合ということございまして、これが関わった場合についても認定の取消対象になるということが、現行制度でも既にビルトインされてございまして、これをうまく活用してやっていくのが一つなのかなと感じてございます。

事務局からの回答は以上になります。

【野口構成員】 ありがとうございます。もともと欠格事由に該当している方については、今のような取扱いになるのだと思うのですけれども、途中から該当した、後から該当して撤回するというケースについては、今の御説明ですと、年に1回の報告を待たずに、怪しいと思ったらすぐに強力な調査をかけて、その調査の協力において何か疑問をしたりとか、または協力をしなかった場合の制裁で対応していくと、そういうお答えということによろしいですか。

【平松番号企画室長】 はい。基本的に、今は全般的に電気通信事業法は報告徴収をすることができる形になってございまして、何らかのきっかけで1年間に1回の使用状況報告を待たずにして、総務省のほうで疑義を感じたところがあると、それを契機としまして、報告徴収をかけて事業者の状況を確認して、おかしいところがあって欠格事由に該当するところがあれば、認定の取消事由に基づきまして取消しをしていくことは可能と考えてございます。

【野口構成員】 なるほど。なので、もう少し強力にしたほうがいいんじゃないですかというのが私からの意見で、認定の取消は当然だと思うんです、欠格なので。ただ、それ以上に、黙っていたといたり、欺罔をしていたりというようなところに、何らかの上乗

せするような、単に調査の不協力とか調査でうそをついたということではない制裁的な仕組みが用意できるといいなど、私は強力な手段が好きなものですから。でも、きちんと欠格事由の仕組みを動かしていくためには、必ずしも善人ではない相手が出てくるかもしれないというときの手だてを考えておく必要があるのかなと思ったりもいたしましたので、意見という形で述べさせていただければと思います。

御回答もよく分かりました。ありがとうございます。私からは以上です。

【平松番号企画室長】 ありがとうございます。

【森主査】 それでは、星先生お願いいたします。

【星構成員】 ありがとうございます。星でございます。2回ばかり休んでしまったというのもあって、浦島太郎状態になっているところがありますので、もう既に御議論いただいているというようなことであれば流していただければと思いますけれども、三、四点ばかり、確認をさせていただきたいということで、まず、1点目、先ほどから欠格事由の話で、5ページ、罪名を窃盗、詐欺、電子計算機使用詐欺とすると。もちろんこれは全然構わないと思っているんですけども、一応、国民一般の不安というところからいきますと、もともと強盗、アポ電強盗みたいなどころから、ああいう特流グループみたいなもの話題というのは出てきたところがあって、アポ電強盗みたいなものについては、ただ、現実問題としては報じられているほど、そういう事由がないということなので、今回は特に入れてないという理解でいいかどうかということを確認させていただきたいというのが1点目でございます。

それから、2点目、全然違う話なんですけれども、これも現場といいますか、実情をよく分かっていないんですが、先ほどもちらっとありましたけれども、9ページにございます、事業実績が少ない業者には50番号に制限という形で、これ、50に制限するというのが、50しか使えないのであれば、それなりにやらないと、短命覚悟で入ってきたとしても、50ということであればあまりうまみないよねというインセンティブになるのか、あるいは、逆に真面目にこの事業に参加されようとしている事業者さんにとって、50という番号に最初6か月は規制されてしまうということは本当に大丈夫なのかと、そのレベル感みたいなもの、そこについて教えていただければというのが2点目でございます。

それから、3点目、次の11ページです。最初、森先生との間でも若干やり取りのあった与信に関してなんですけれども、仮に信用に乏しいけれども番号の提供を受けて倒産しちゃったという場合、その番号の扱ってどういう扱いになるのかなということを、現状

どうなっているのか、この機会に教えていただければと思います。

すいません、長くなって申し訳ないんですけど、最後、野口先生との関係にありましたけれども、認定の取消、現実問題としては、犯罪に使われている番号じゃないかという情報提供があって、そこから取消にかかるという運用じゃないと、実際の業者さんの数の多さと適正に使われている番号が圧倒的に多いという現実からすると、未然に防ぐというのはなかなか難しいんだろうなと思うんですけども、仮に取消となった場合に、それこそ運転免許の取消みたいに、一定期間の欠格事由といいますか、そもそも申請ができないんだといったようなことが入っているのかどうかということを確認させていただければと思います。

長くなって申し訳ないんですけど、以上4点、差し支えなければお願いいたします。

【平松番号企画室長】 それでは、総務省の事務局からよろしいでしょうか。

まず、1点目の欠格事由の5ページ目ですか、こちらについては、アポ電強盗というような事例も、報道では、総務省としては把握してございますが、特殊詐欺については、主に詐欺、窃盗、電子計算機使用詐欺がメインで、これがほぼ占めているというようなお話をいただいております。こちらについては、もし可能でございましたら警察庁さんのほうから何かコメントいただけましたら大変ありがたいなと思ってございます。

2番目の事業実績を踏まえて番号提供数を50とするところでございます。9ページ目です。こちらについては、今のところ、50であれば割と効果的であるという、犯罪抑止という意味では効果的であるというようなお話を、関係者さんとお話ししている中で聞いてございますが、一方で、先ほど相田先生のお話の中でも出てきましたけれども、50という数字が未来永劫これでいいのかどうかというところは、犯罪の手口ですとかやり方によっては変わってくる内容なのかなと感じているところでもございます。

一方、50という数字にしたところで、事業者さんにおいてどれぐらいのインパクトがあるかについては、前回のヒアリングでは、一定程度こういった事業番号の提供の制限をしているところもあるというような御回答をされた会社さんがいるということは認識してございますけれども、数についていいかどうかについては、改めて事業者さんからも御意見をいただく必要があるかなと思っているところでございます。

3番目でございますけれども、使用者が倒産してしまった場合、使っていた番号はどうなるのかというところでございますけれども、番号について、事業者として、まずは倒産して廃止した場合には、事業としても廃止していますので、そもそも認定が失効するとい

うような制度づけになってございまして、それによって、番号については総務省に返還を
してもらおうというような、そんな形になります。総務省が直接指定している場合にはそう
なります。

実際に総務省から指定をしていない非指定の場合、実際に指定されている事業者さんか
ら卸をしているような場合については、卸の提供事業者さんとその事業者さんの間で番号
を取り返してもらおうというような、そういうことをしていただくというような形になって
ございます。

4つ目でございますけれども、認定の取消事由として、今、先生の御質問は、認定の取
消をした日から何年か経っていない人は、現在入っていないとか、そういう御質問でよ
ろしかったですでしょうか。

【星構成員】 すいません、現在の制度を知らなくて、一回取消しを食らったけれども、
すぐに、しばらくほとぼりが冷めたらいけるということであれば、というところが気にな
ったんですけれども。

【平松番号企画室長】 先生御指摘のとおり、御質問どうもありがとうございます。今、
14ページ目に記載させていただいておりますとおり、取消事由としましては、4つの項
目しかございませんで、1つ目は法律、電気通信事業法などの、それ自体ですとか命令処
分に違反した場合で、公共利益を阻害すると認めるとき、また、先ほどありましたように、
不正の手段で認定を受けたとき、あと欠格事由に該当するとき、あと適合命令に違反した
とき、この4つしか規定はございませんで、現行上、法制度上は認定の取消を受けた、取
消しをされてから何年かたった人、何年かまだたっていない人については規定がない状況
でございまして、これを入れていく必要性というのを、事務局としては検討しているところ
ではございます。

以上になります。

【星構成員】 分かりました。ありがとうございます。1点、与信の関係は、倒産しち
ゃった業者さんが出ると、その間、番号が有効利用できないという状態が、もし長く続い
てしまうようであれば、与信というところを入れるというのも理由としてはあり得るのか
なと思ったんですけれども、そこはすぐに取り戻すことができるということであれば、な
かなか難しいという事務局サイドの御説明も、なるほどなということと理解したところで
ございます。ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。星先生、平松さん、ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、河村さん、お願いします。

【河村構成員】 10ページのところなんですけれども、コメントというか、質問でもあるんですけれども、本人確認と当人確認のところ、本人確認のところを読みますと、結局、認定の確認をすれば、本人確認を行ったと言えるから認定の確認で足りるということになっていて、当人確認をさらにするのはどうかということに関しては、負担が大きいと考えられるということで、犯収法でもということが書いてあるんですけれども、私は詳しく実態、よく分からないんですが、犯収法においても、ハイリスク取引のときに限定されているとあるんですが、取引のときに、何か疑いがあるときの取引のときにやるということと限定されているということと、この場合、契約をするときの当人確認のことが言われていると思うので、私としてはレベル感が違うのかなと思っているんです。犯収法のところにも限定されているからという理由づけが、ということがコメントですが、つまり、やったほうがいいんじゃないかということです。認定書類だけあれば本人確認済みとみなすと書いてあって、当人確認は要らないとするのは少し緩くなっちゃうんじゃないかなと思ひまして、負担というのはそれほど大きいものなのですかというのが質問です。以上です。

【森主査】 なるほど、すいません。それでは、事務局のほうからお願いします。

【平松番号企画室長】 河村先生、御質問どうもありがとうございます。

本人確認は、基本的には本人確認を証明する書類に基づきまして行うことが主流でございますけれども、当人確認は本人確認に基づいて、例えば写真がありますと、写真のその人が本当にその人かどうかということを、きちんと対面なのか、ウェブなのか、いろいろな方法があるかと思ひますけれども、当事者が本当にその人なのかということを確認していく作業が出てきますので、これは結構な負担にはなってくると思ひます。

そういう意味では、本人確認、当人確認では、レベル度としては違った取扱いを全般的にはしてございまして、河村先生おっしゃったように、レベル感がまず違ってくる。ですので、当人確認を義務づける内容は、犯収法でも、かなり疑わしい犯罪収益があつて、そして使われているような取引で、かなり可能性があるような取引について義務づけがされているというところございまして、リスクが高いものに対しては、より強固な規制をしていくという、そういうような体制、枠組みという形になっております。

特殊詐欺に関しましては、もちろん非常に重大な犯罪だとは思ひてございましてけれども、まずは、第一歩としまして、きちんと認定の確認による、それに連なつた確認を、本人確

認をしていくということをメインでやることによって、まずは効果を見て、それをさらに強固な当人確認までは、状況を見て必要であれば検討していくのが妥当ではないのかというのが事務局の案でございました。

御説明は以上になります。

【河村構成員】 ありがとうございます。

【森主査】 ありがとうございます。それでは、大谷さん、どうぞよろしくお願ひします。お待たせしました。

【大谷主査代理】 御説明ありがとうございました。まだあまり整理されていないんですけれども、何点かコメントさせていただきたいと思います。

今回の御説明の中で特に印象深かったのが、14ページのところです。みなし認定事業者も含めて、全ての場合に卸元事業者を番号使用状況報告で追加することが考えられないかという御提案をいただいていたんですけれども、これはもう初回から御説明いただいていた内容だったのですが、みなし認定事業者については、卸元事業者名の報告をこれまで受けていないということで、実際に2次卸、3次卸等の多層卸の実態があったとしても、多分十分に把握できていないというのが現状だということを再確認させていただきまして、そのような状況の下では、あまりワークしづらい仕組みというのは導入しにくいのではないかなと改めて感じております。

したがいまして、まずは認定基準をしっかりと見直しまして、みなし認定事業者も含めて、多重卸の実態であるとか、特に卸元事業者の名前を、届出をしていただくということを必須のものにいたしまして、全体像をつかんでいくことが必要ではないかなと思っております。最初に御説明いただいたときにも、みなし認定事業者だけで1,000社を超えるという実態があり、また、その中の大半が適切に事業を営まれているということでもありますので、実態を踏まえて、この制度を整えていく必要があると感じております。

その上で、本日御説明いただいた欠格事由についての考え方、特に誓約書を間に挟むという仕組みは、もともと罰則も含めて、虚偽記載についての担保措置も講じられている仕組みの中に、うまくワークしていくのではないかなと思っておりまして、たしか30万円の罰金だったでしょうか、虚偽記載についての罰則や、あと検査に対しての忌避といったものについても、罰則も予定されているということから、抜け穴をつくりにくい仕組みになっているのではないかと感じております。

誓約書の様式などについては、恐らくこれから具体的に検討して提案いただけるものと

思っておりますけれども、申請に際して、事業者が書類をつくるときに、それぞれの書類がどういう意味を持っているのかということを経営者にも説明できるような、そういった資料とともに提供して記入していただくということが、書式についても工夫が必要になってくるのではないかと考えられます。

今いろいろ議論になっていたところで、事業者における取組のところ、6つの項目、この中で私はもともと二次卸のところ非常に気になっていたところなんですけれども、実態が見えていないというところで、実態が見えてからの取組で良いと思っているのですが、今回特に導入したいと思っている手続、認定の確認など、それから番号の提供数の制限といった、これはぜひ取り入れるべきだと考えておりますけれども、本当に事業者がこれでワークするのかわかるということについては、少し個別にヒアリングなどをしていくことも必要になってくるかと思っております。

仮に難しいであるとか、また、導入に当たっての課題があるということであると、なかなか平場で議論しにくい事柄でもあるかと思っておりますので、情報が適切に管理できる場所でヒアリングをして確認していくことが必要かなと思っております。

それから、先ほど、3点目になりますけれども、電話番号の数ですけれども、事業実績が6か月未満の事業者について、50番号に制限するという点について、相田先生のほうから、書きぶりとかどこに書くのかといったことについて御意見をいただいたところで、事務局の考え方に賛同するところがございます。法律の条文では、やはり事業実績の短い事業者の場合には、ある程度少ない番号数にするということ、本趣旨の法律の条文を置いた上で、柔軟に番号数については、今後の動きを見据えて変更も可能となるように、省令ベースで記載するということが必要ではないかと思っております。

ガイドラインのような緩やかな内容にした場合には、事業者における位置づけ、取り組み方というのも難しいと思っておりますので、特に事業者数が多数にわたっている中で、こちらについては、省令レベルで明記しておくことが、まず、第一段階として望まれるのではないかなと思っております。

今回、事務局で御提案いただいたような内容を導入して制度化していった段階で不都合が出てくる場面もあると思っておりますし、事業実態なども改めて確認できる部分が多いと思っておりますので、それを踏まえて、この制度は頻繁に見直していくことも必要ですし、そのような継続的な取組が、先ほど野口先生が御指摘くださっていたような性悪説を取る場合の担保措置にもつながっていくと思っておりますので、不断の努力が必要な領域のことなのだなとは

考えております。

私から以上でございます。

【森主査】 ありがとうございます。大谷さんからコメントをいただきました。貴重な御指摘だと思います。ありがとうございました。

それでは、藤井先生お願いいたします。

【藤井構成員】 まず、9ページから11ページ、事業者における取組についてというところで、いろいろ書いていただきましてありがとうございます。この内容、一部の悪徳業者に対応するということ、通常、真面目にやっている事業者とか、新規参入の事業者とか、そういうところの負担が増えないような形でうまくまとめられているのかなと思いました。これについては、運用の段階で、また課題が出てきたときに見直しというのはあるかと思うんですが、まずやってみるというのは良いのではないかなと思った次第です。

次に、14ページで電気通信番号計画にみなし認定事業者についても、卸元を書くというところは非常に良い取組かなと思いましたが、番号計画を出さない事業者というのは、何か対策があるのかというところが、認定の取消しとかはできるのかどうかというところが気になりました。もしかしたら、これ以前に議論があったのかもしれないんですが、もしこの辺り、何か番号計画を出さなかった場合にどうなるのかというところで対応できることがあるのかどうかというところを教えていただければと思います。

最後に、特殊詐欺への対策は、いたちごっこになることも多いので、引き続き柔軟な対応をいただくというのは非常に重要ではないかなと思いますので、その辺りは、今回の改正はうまくまとめられているかなと思いますが、新しい手法についてもうまく対応するというところも、今後引き続き注視いただけるといいのかなと思いました。

私からは以上でございます。

【森主査】 藤井先生、ありがとうございます。番号使用計画を出さなかったらというのは、資料の中に認定必要だけど、認定しないでというのがあったような気がしますが、事務局から御説明をお願いできれば。

【平松番号企画室長】 藤井先生の御質問は、みなし認定に対してどのような制裁ができるのかどうかというような御質問だと感じてございます。

まず、みなし認定になるためには、法律上、先ほどのどこを確認すればいいのかというところを示しましたがけれども、標準電気通信番号使用計画というものを、各自でそれぞれ

つくっていただく必要がございます。こういうものをつくっていただければ、法律上は総務大臣の認定を受けたこととみなしているというような形になってございまして、みなし認定を受けている状態であれば、認定を受けている状態にまずなってくると。それについて、おかしなことがあれば、みなし認定については当然、認定の取消しというものができるといったような形になってございます。

一方で、標準電気通信番号使用計画をそもそも策定していないのに、自分がみなし認定であるというように称して番号卸しているということは、すなわち認定を受けていなくて番号を使っちゃっているというのは、そもそも認定をもらっていない駄目な、先ほどの全体の可視化でいうと、12ページ目の(1)のケースになってくるんです。電気通信番号使用計画の認定がないケースになってございますので、こちらについては、今でも直罰の対象であるというところと、今回、事業者さんの取組できちんと標準電気通信番号使用計画を持っているかどうかというのを確認してもらおうということが一歩入れば、相当な効果が出てくるのかなと感じるところでございます。以上です。

【藤井構成員】 ありがとうございます。もし使用状況の報告を出さなかった場合というのは何もないのでしょうか。

【平松番号企画室長】 いえ、使用状況報告を出さない場合についても、一般的な報告徴収の義務違反という形になりますので、それも直罰の対象になってまいります。

【藤井構成員】 承知しました。それであれば大丈夫です。ありがとうございます。

【森主査】 藤井先生、平松さん、ありがとうございました。

先ほど、中山理事官から挙手をいただいておりますので、お願いいたします。

【警察庁(中山)】 捜分官付理事官の中山でございます。

先ほど、少し順番は前後してしまいましたが、星教授から欠格事由の関係で質問のほうをいただきました。今回、欠格事由として、事務局の提示された案としまして、窃盗、詐欺、電子計算機使用詐欺ということでございますが、星先生のほうからアポ電強盗の関係をお話しいただいたんですけれども、一応件数としてはあるものの、3つの罪名と比べれば、件数的には少数であるという状況でございますので、まずは窃盗、詐欺、電子計算機使用詐欺、ここを押さえていただく、事務局から御提示いただいた案で、かなりまずはカバーできるのではないかなというように警察庁としては考えております。

もっとも警察のスタンスとしましては、対策はより強力に講じていくことが、そこは、安全安心を守るというミッションの観点からは必要なことだとは思っているんですけれど

も、ただ、実際には様々な事業者様のコストであるとか、バランスを考える必要があるかと思っておりますので、まずは、一旦、この3つの罪名でカバーできるんじゃないかなと思っっているのが意見でございます。

以上でございます。

【森主査】 中山さん、御意見ありがとうございました。星先生からも「ありがとうございました」とチャットにいただきました。ありがとうございました。

それでは、一通り御意見、御質問いただきましたが、それを踏まえてさらに何かということがございましたらいただきたいと思います。いかがでございましょう。よろしいですか。

私、伺っていて、先生方の御指摘はいずれもごもっともだと思いましたが、野口先生の欠格事由を書かずに出してくるパターン、駄目元で虚偽申請をする場合に制裁したほうがいいのではないかというのは、ごもっともだと思いました。やってみて受けるデメリットが取消とかそういうことだけだと、試しにやってみるかということになりますので、それを防ぐ必要性というのは高いのかなと思いました。ありがとうございました。

それでは、また、いろいろこれ、内容的にも非常に制度論として、新しく、かつ中身の濃いものだったと思いますので、そういえばこうかもしれないなということがこれから出てくるかもしれません。そういった追加の御質問、御意見がございましたら、事務局宛てにいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、議題2、その他に移りたいと思います。今後の予定ということですが、事業者さんも含めて、関係者で忌憚のない意見交換を行いたいと考えております。その一方で、対策等について、立ち入ったこともお話ししたいと思っっているわけですが、事業者さんの取組状況とか立ち入ったことが分かると、それは当然のことながら悪用のおそれというものが出てまいります。ハックされるということです。そういうものがあり得ますので、次回に関しては非公開で開催することとさせていただきます。議事については、事後的に議事要旨のみを公開する、悪用のおそれのない範囲で公開するという事を考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「賛成です」の声あり)

【森主査】 ありがとうございます。それでは、そういう方向で進めさせていただいて、チャットでもいただきまして、ありがとうございました。

次回は非公開で開催をさせていただくことといたしまして、日程につきましては、別途、

事務局から御連絡を差し上げます。

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

最後に、何か全体を通じてございましたらいただきたいと思います。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ第4回を閉会いたします。皆さん、お忙しい中、御出席をいただきまして、また大変様々な御意見、御質問いただきまして、ありがとうございました。引き続き、どうぞよろしくお願ひします。失礼いたします。